

## 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、事業所の概要や提供されるサービスの内容等、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1. 法人（事業者）の概要

名称	IMIRU株式会社
所在地	大分県大分市中島中央一丁目3番32号筒井ビル1F

### 2. 事業所の概要

事業所名称	ヘルパーステーションMAZARAN OITA
指定事業所 番号	(居宅介護) 4410106431 (指定年月日) 令和8年2月1日
事業所所在地	大分県大分市中島中央一丁目3番32号筒井ビル1F
電話番号	050-3644-2811
事業所の通常の 事業の実施地域	大分市中心部

### 3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、事業者としての適正な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なホームヘルプサービスの提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。また、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、関連多職種との連携の強化を図る。

### 4. 事業所窓口の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までは除く）
-----	----------------------------------

営業時間	午前10時から午後5時まで
サービス提供日	月曜日から金曜日まで（12月29日から1月3日までは除く）
サービス提供時間	午前6時から午後6時まで

## 5. 事業所の職員体制

従業者の職種及び職務内容	員数
管理者 （従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令）	常勤 1人
サービス提供責任者 （サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、居宅介護計画の作成等）	常勤 1人 以上
訪問介護職員 （居宅介護計画に基づいた居宅介護サービスの提供）	常勤換算 2.5名以上 （サービス提供責任者を含む）

## 6. 提供するサービスの対象者と内容

### サービスの対象者

身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者等・障害児

### サービスの内容

（1）居宅介護計画の作成	
（2）身体介護 利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。	①排泄・食事介助 ②清拭・入浴・身体整容 ③体位変換 ④移動・移乗介助、外出介助 ⑤その他の必要な身体の介護
（3）家事援助 家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。	①調理 ②衣類の洗濯、補修 ③住居の掃除、整理整頓 ④生活必需品の買い物 ⑤その他必要な家事
（4）その他	①生活等に関する相談や助言 ②見守り

	③外出時における移動の支援や移動中の介護 ④病院等に入院中の意思疎通にかかる支援その他必要な援助
--	---

(5)直接利用者の援助に該当しない、主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為や、日常生活の援助に該当しない、または日常的に行われる家事の範囲を超える行為につきましては、サービス提供をお断りする場合があります。

(6)次に掲げる行為は訪問介護員としての禁止行為とされております。

- ① 医療行為（認定特定行為業務従業者等による喀痰吸引及び経管栄養を除く）
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ 利用者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

## 7. 利用料金

提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価（別表）による利用料が発生します。

利用者負担は、原則利用料の1割となっておりますが、所得に応じて市町村が定めた利用者負担上限額を上限としています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

なお、介護給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合等のサービスにつきましては、別途契約に基づきます。

### (2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。（生活援助サービス含む）

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の3営業日前17時までに	なし
利用予定日の2営業日前17時までに	¥1,000(税別)
利用予定日の1営業日17時までに	¥2,000(税別)
上記以降のキャンセル	¥4,000(税別)

(注) 営業時間は月曜日から金曜日の午前10時から午後5時です。

### (3) 交通費

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、以下の交通費を1回のサービスごとに請求いたします。

- ①サービス実施地域を越えてから片道5キロメートル未満 500円
- ②サービス実施地域を越えてから片道5キロメートル以上 1000円

### (4) お支払方法

上述の料金・費用は1か月ごとに計算し、毎月請求書を発行いたしますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。また、お支払いの確認をしましたら領収書を発行いたしますので必ず保管されますようお願いいたします。

#### ①金融機関口座からの自動引き落とし

口座振替依頼書をご記入・ご提出ください。手続きの完了後、毎月27日に前月分の利用料が、ご指定いただきました口座から引き落とされます。(依頼書のご提出から手続きの完了まで1~2か月程度かかります)

#### ②指定口座への振り込み

振込口座及び支払期限につきましては、請求書に記載いたします。

※口座振替や銀行振込が難しい場合の現金でのお支払いにつきましてはご相談ください。

## 8. サービスの提供にあたっての留意事項

### (1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、障害福祉サービス受給者証(以下「受給者証」という)に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 居宅介護計画等の作成・変更等

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら居宅介護等計画を作成し、サービスの提供は居宅介護計画にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

また、サービス利用の変更・追加は、訪問介護職員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

## 9. 事故発生時の対応方法について

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は以下の損害賠償保険に加入しております。

引受保険会社	東京海上日動
保険名	超ビジネス保険（事業活動包括保険）
補償の概要	業務遂行上の事故や財物損壊等に対する補償

## 10. 虐待の防止について

ヘルパーステーションMAZARAN OITA (平日10時～17時)	050-3644-2811
大分市障害者虐待防止センター (平日9時～17時15分)	097-585-6003

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者は当事業所の管理者です。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村障害者虐待防止センターに通報します。

## 11. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合等においては、人命を最優先にするとともに、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じ、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 12. 暴力団などの排除について

事業所の代表者及び管理者は、暴力団等と密接な関係を有することなく、また、事業所の運営に

ついて暴力団等の支配を受けない。

### 13. 衛生管理等について

事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。感染症が発生した場合はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

### 14. サービス提供に関する相談、苦情について

サービス提供に関する苦情や相談にかかる、相談窓口は以下の通りです。

【当事業所の窓口】 受付時間（平日10時～17時）	苦情解決責任者	管理者
	電話番号	050-3644-2811

【公的団体の窓口】 受付時間（9時～17時）	名称	大分県福祉サービス運営適正化委員会
	電話番号	097-558-0310

【利用者の居住地がある市町村 （支給決定自治体）の窓口】 受付時間（8時半～18時）	名称	大分市障害福祉課
	電話番号	097-537-5658